

# 内閣府説明資料

令和3年11月17日  
内閣府男女共同参画局

# 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 政治分野の状況

---

# 女性議員の比率（衆議院選挙後）

## 1. 国会

	女性議員 割合	議員数	女性議員数
衆議院	9.7%	465	45
参議院	23.0%	243	56
合 計	14.3%	708	101

## 2. 地方議会

	女性議員 割合	議員数	女性議員数
都道府県議会	11.6%	2,621	305
市区町村議会	14.8%	29,608	4,382
合 計	14.5%	32,229	4,687

（注1）衆議院及び参議院は2021年11月3日現在（「衆議院議員総選挙結果調」令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙速報結果及び参議院HPより）。

（注2）都道府県議会は2021年8月1日現在（内閣府調べ）。

（注3）市区町村議会は2020年12月31日現在（総務省調べ）。

（注3）有権者に占める女性の割合：51.7%（「衆議院議員総選挙結果調」令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙速報結果より）。

# 女性議員比率の国際比較 (衆議院選挙後)

日本の順位(衆議院女性議員比率)は、**190か国中168位**

※日本は、2021年11月現在(衆議院及び参議院女性議員比率は11月3日現在)。その他の国は、2021年1月1日時点。

※日本の出典は、衆議院及び参議院HP。その他の国の出典は、IPU(列国議会同盟)Women in politics:2021。下院又は一院制議会における女性議員比率。

順位	国名	下院又は一院制	
		女性割合	女性/議席
1	ルワンダ	61.3	49 / 80
2	キューバ	53.4	313 / 586
3	アラブ首長国連邦	50.0	20 / 40
4	ニカラグア	48.4	44 / 91
5	ニュージーランド	48.3	58 / 120
6	メキシコ	48.2	241 / 500
7	スウェーデン	47.0	164 / 349
8	グレナダ	46.7	7 / 15
9	アンドラ	46.4	13 / 28
10	ポリビア	46.2	60 / 130
...			
27	フランス	39.5	228 / 577
...			
35	イタリア	35.7	225 / 630
...			
39	イギリス	33.9	220 / 650
...			
49	ドイツ	31.5	223 / 709
...			
52	カナダ	29.6	100 / 338
...			
67	アメリカ	27.3	118 / 433
...			
86	中国	24.9	742 / 2975
...			
93	レソト	23.3	28 / 120
94	チェコ	23.0	46 / 200
"	赤道ギニア	23.0	23 / 100
...			
121	韓国	19.0	57 / 300
...			
148	インド	14.4	78 / 540
149	ギニアビサウ	13.7	14 / 102
...			
167	カタール	9.8	4 / 41
168	エスワティニ	9.6	7 / 73
...			
188	ミクロネシア連邦	0.0	0 / 14
"	パプアニューギニア	0.0	0 / 111
"	バヌアツ	0.0	0 / 52

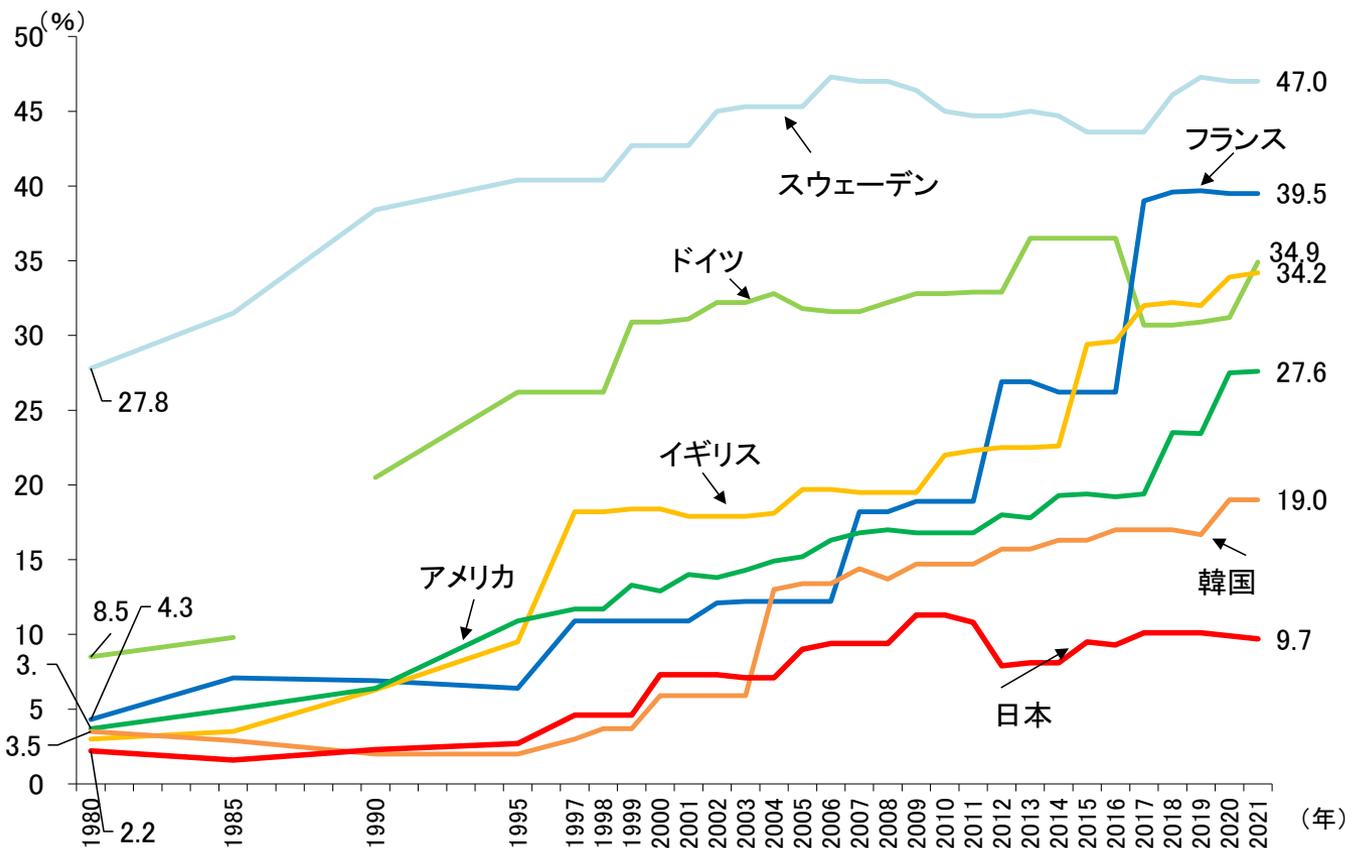
仮に参議院の女性議員比率(23.0%)で比較した場合、日本の順位は、**190か国中94位**

仮に衆議院と参議院の合計の女性議員比率(14.3%)で比較した場合、日本の順位は、**190か国中149位**

**衆議院の女性議員比率(9.7%) 190か国中168位**

# 諸外国の国会議員に占める女性割合の推移

諸外国の国会議員に占める女性割合は、この30年で大幅に上昇している。



国名	順位	割合	クォータ制の状況
スウェーデン	8	47.0	政党による自発的なクォータ制
フランス	31	39.5	法的候補者クォータ制 政党による自発的なクォータ制
イギリス	44	34.2	政党による自発的なクォータ制
ドイツ	42	34.9	政党による自発的なクォータ制
アメリカ	72	27.6	-
韓国	121	19.0	法的候補者クォータ制
日本	168	9.7	-

二院制の場合は下院(日本は衆議院)の数字

(参考)

世界の下院又は一院制議会の女性割合は26.0%(上院は25.1%)

※2021年10月現在

出典 IPU資料より

(備考) 1. IPU資料(Monthly ranking of women in national parliaments)より作成。調査対象国は2021年10月現在190か国。

1980年から1995年までは5年ごと、1997年以降は毎年の数字。

各年12月現在(1998年は8月現在、2021年は10月現在)。

ただし、日本の2021年は、2021年11月3日現在の数字(出典:衆議院HP)

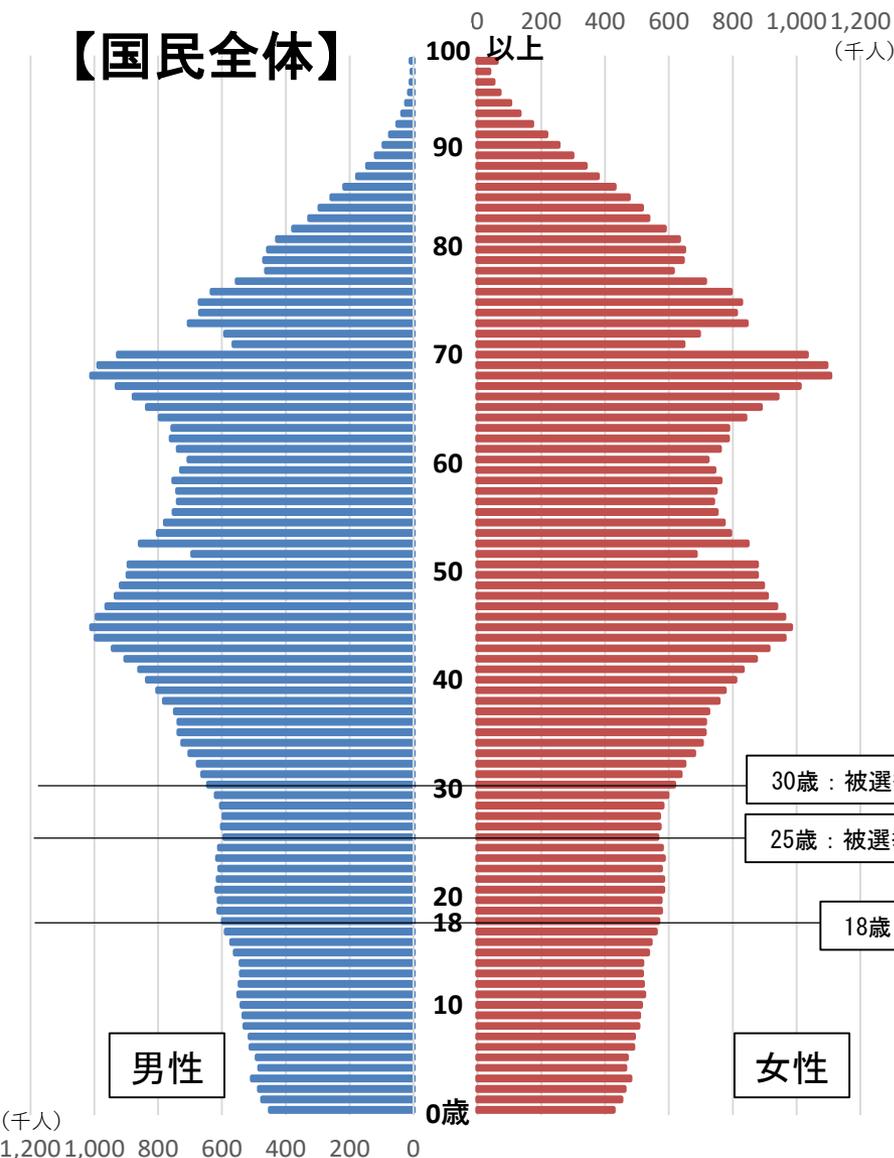
2. 下院又は一院制議会における女性議員割合。

3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

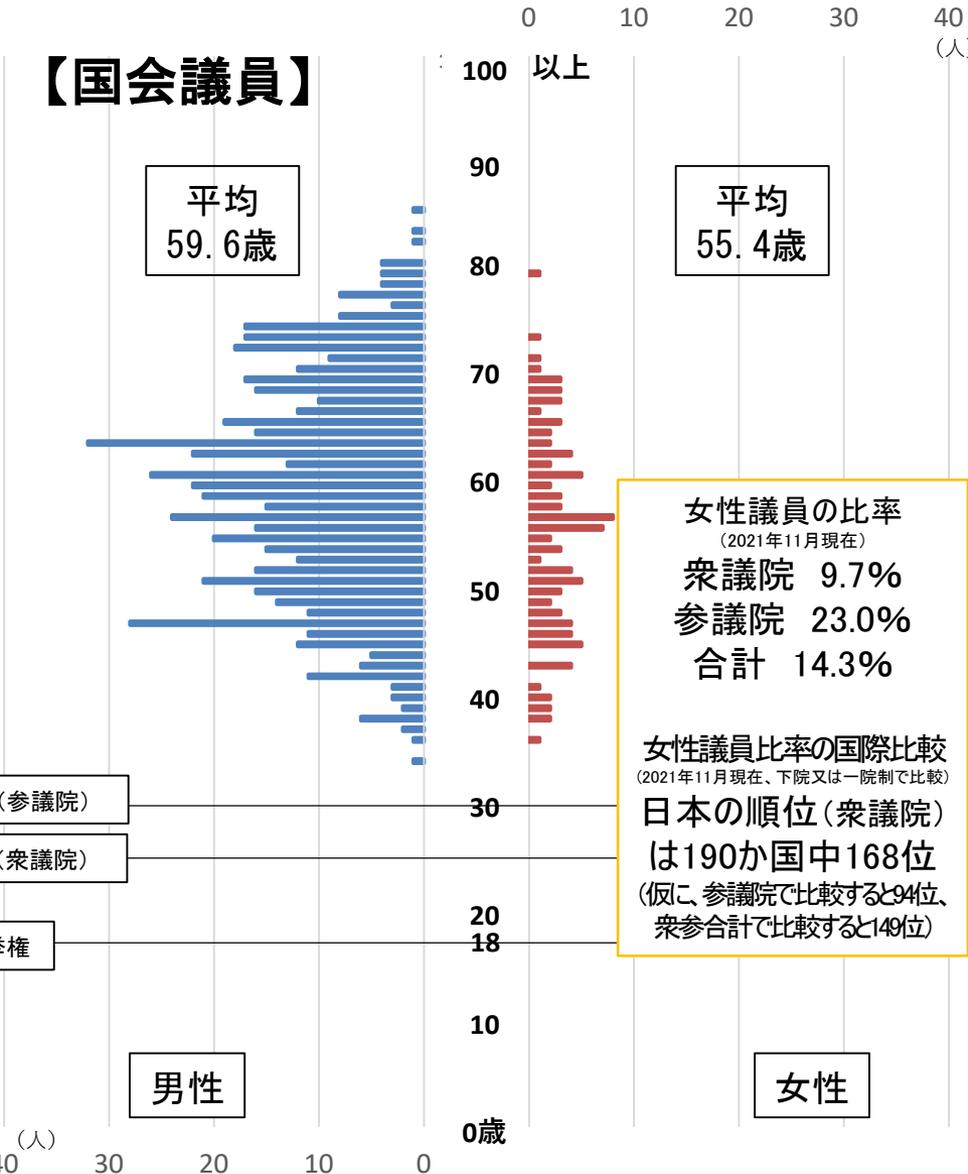
# 国民全体と国会議員の性別・年齢構造(衆議院解散前)

○女性は、我が国の有権者の約52%を占める。国民全体の性別・年齢構造に比べて、国会議員は女性・若い世代が少なくなっている。

## 【国民全体】



## 【国会議員】



女性議員の比率  
(2021年11月現在)  
衆議院 9.7%  
参議院 23.0%  
合計 14.3%

女性議員比率の国際比較  
(2021年11月現在、下院又は一院制で比較)  
日本の順位(衆議院)  
は190か国中168位  
(仮に、参議院で比較すると94位、  
衆参合計で比較すると149位)

30歳：被選挙権(参議院)  
25歳：被選挙権(衆議院)  
18歳：選挙権

(備考) 総務省統計局「人口推計」(2019年10月1日現在)より内閣府男女共同参画局作成。

(備考) 『国会議員要覧 令和三年二月版』、衆議院ホームページ及び参議院ホームページより内閣府男女共同参画局作成(人数、年齢は令和3年6月8日現在)。  
女性議員の国際比較の出典はIPU(列国議会同盟)。

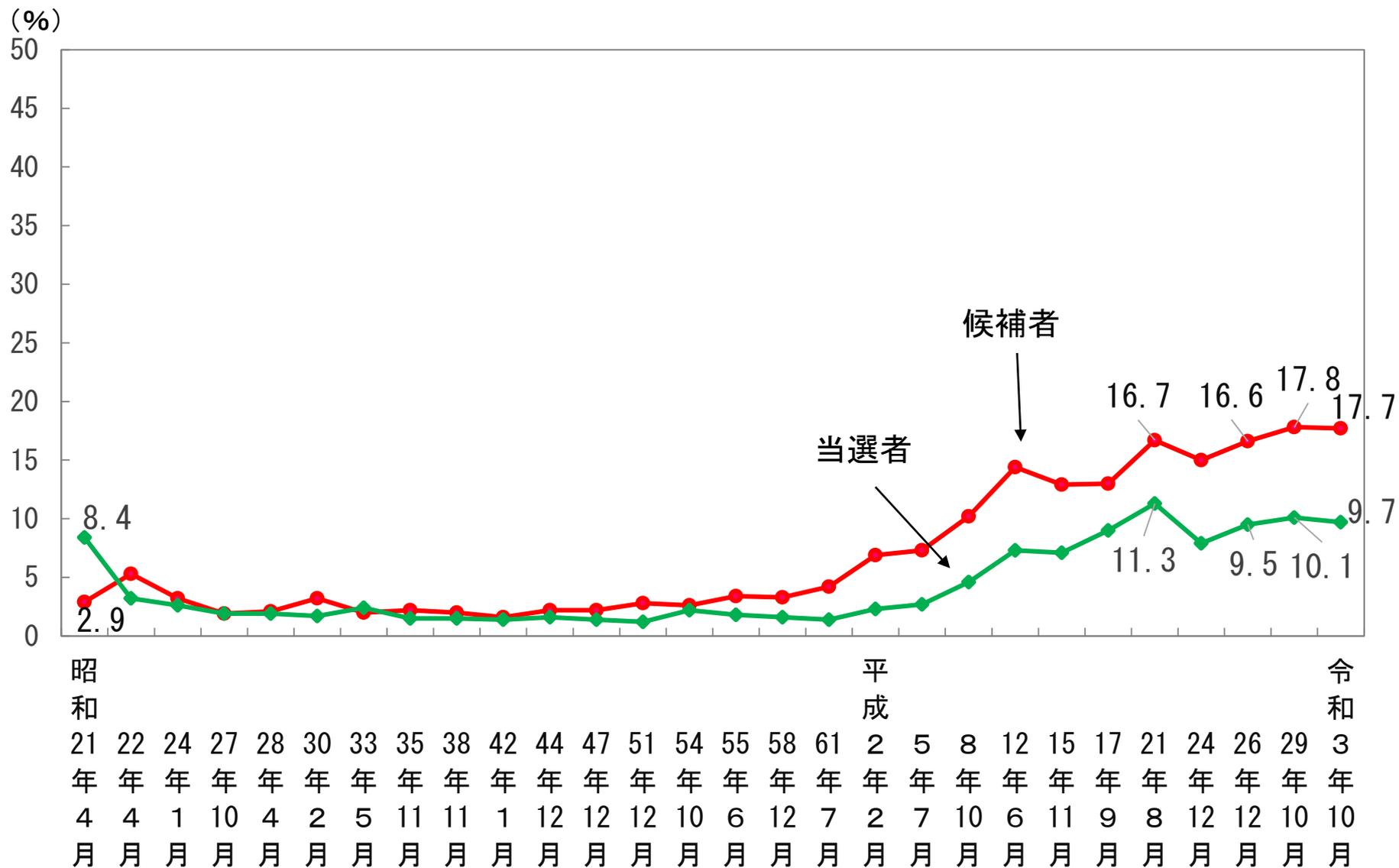
# 直近の衆議院議員総選挙における候補者・当選者に占める女性割合

政党名	H29 衆議院議員総選挙 (H29.10.22執行)						R3 衆議院議員総選挙 (R3.10.31執行)					
	候補者			当選者			候補者			当選者		
	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)
自由民主党	332	25	7.5%	281	20	7.1%	336	33	9.8%	259	20	7.7%
立憲民主党	78	19	24.4%	54	12	22.2%	240	44	18.3%	96	13	13.5%
公明党	53	5	9.4%	29	4	13.8%	53	4	7.5%	32	4	12.5%
日本維新の会	52	4	7.7%	11	1	9.1%	96	14	14.6%	41	4	9.8%
日本共産党	243	58	23.9%	12	3	25.0%	130	46	35.4%	10	2	20.0%
国民民主党							27	8	29.6%	11	1	9.1%
社会民主党	21	4	19.0%	2	0	0.0%	15	9	60.0%	1	0	0.0%
NHKと裁判し てる党弁護士 法72条違反で							30	10	33.3%	0	0	0.0%
れいわ新選組							21	5	23.8%	3	1	33.3%
その他	401	95	23.7%	76	7	9.2%	103	13	12.6%	12	0	0.0%
全体	1,180	210	17.8%	465	47	10.1%	1,051	186	17.7%	465	45	9.7%

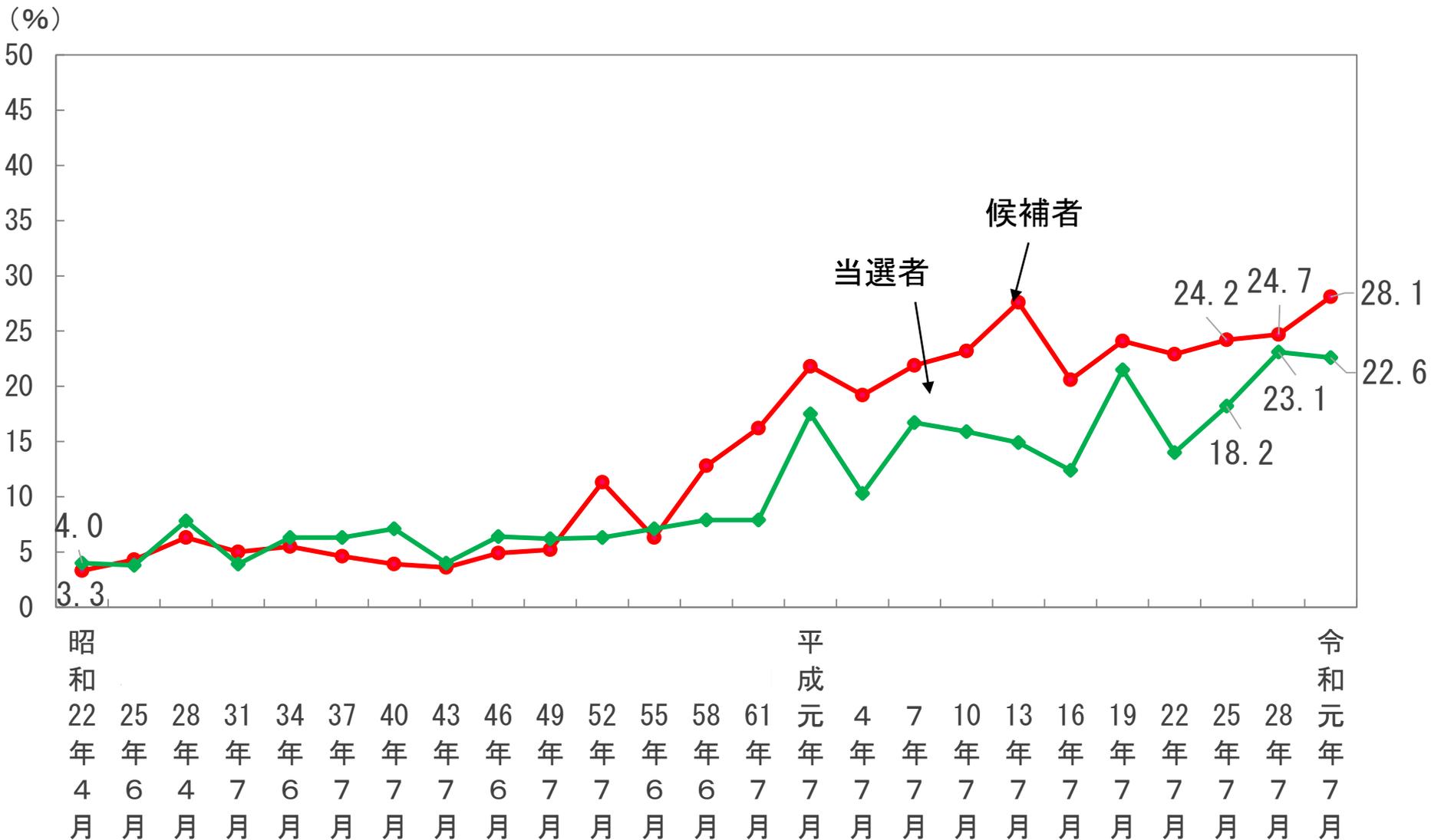
(注1) 「衆議院議員総選挙結果調」平成29年10月22日執行衆議院議員総選挙速報結果、「衆議院議員総選挙結果調」令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙速報結果より内閣府において作成。

(注2) R3衆議院議員総選挙における「その他」とは、支持政党なし、日本第一党、新党やまと、政権交代によるコロナ対策強化新党、政党等所属、無所属である。

# 衆議院総選挙における候補者・当選者に占める女性割合の推移



# 参议院通常選挙における候補者・当選者に占める女性割合の推移

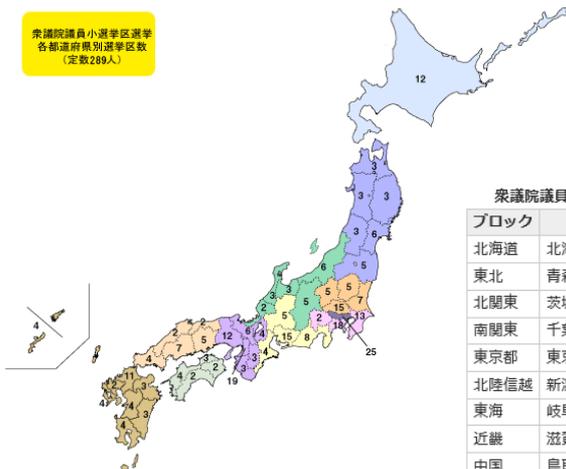


# 衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙

## 1. 衆議院議員総選挙

- 小選挙区選挙及び比例代表選挙。
    - ・ 小選挙区選挙（候補者を選ぶ）  
全国を289の選挙区に分け、各選挙区において獲得票が最も多かった1名が当選
    - ・ 比例代表選挙（政党を選ぶ）＜拘束名簿式比例代表制＞  
有権者は政党名で投票し、各政党の議席数は得票数に応じた配分され、当選者はあらかじめ各政党から提出されている名簿の上位から決まる。
- \* 衆議院議員の定数：465人  
 うち小選挙区選出議員 289人  
 比例代表選出議員 176人

衆議院議員小選挙区選挙  
各都道府県別選挙区数  
(定数289人)



衆議院議員比例代表選挙 選挙区と各選挙区別定数 (定数176人)

ブロック	都道府県	定数
北海道	北海道	8
東北	青森/岩手/宮城/秋田/山形/福島	13
北関東	茨城/栃木/群馬/埼玉	19
南関東	千葉/神奈川/山梨	22
東京都	東京	17
北陸信越	新潟/富山/石川/福井/長野	11
東海	岐阜/静岡/愛知/三重	21
近畿	滋賀/京都/大阪/兵庫/奈良/和歌山	28
中国	鳥取/島根/岡山/広島/山口	11
四国	徳島/香川/愛媛/高知	6
九州	福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄	20

## 2. 参議院議員通常選挙

- 3年に1回、定数の半分を選ぶ。
  - 選挙区選挙及び比例代表選挙。
    - ・ 選挙区選挙（候補者を選ぶ）  
原則都道府県の区域を単位として、各選挙区に2～12人の定数を配分。
    - ・ 比例代表選挙（候補者又は政党を選ぶ）  
＜非拘束名簿式比例代表制＞  
有権者は、名簿に掲載されている候補者個人名か政党名のどちらかに投票。各政党の議席数は政党名と個人名の得票数の合計に応じて配分され、当選者は個人名の得票数が多い順に決まる。  
特定枠の候補者がいる場合は、当該候補者を名簿の上位とし、名簿記載の順位のとおり当選者を決定する。
- \* 参議院議員の定数：245人 (248人)  
 うち選挙区選出議員 147人 (148人)  
 比例代表選出議員 98人 (100人)

※括弧内は、令和4年7月26日以降の数字

参議院議員  
選挙区選挙  
選挙区と各選挙区別定数  
(定数148人)



※鳥取県・島根県、徳島県・高知県はそれぞれ2県の区域が選挙区となる。

# 首長に占める女性割合、女性ゼロ議会

## 1. 首長に占める女性割合

	女性割合	首長数	女性首長数
都道府県知事	4.3%	47	2
市区町村長	2.0%	1739	34

## 2. 女性ゼロ議会

	女性ゼロ議会比率	議会数	女性ゼロ議会数
都道府県議会	0.0%	47	0
市区町村議会	17.1%	1741	298
市議会	3.7%	792	29
特別区議会	0.0%	23	0
町村議会	29.0%	926	269

(注1) 2020年12月31日現在。総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」より男女共同参画局作成。

(注2) 島根県及び熊本県にそれぞれ欠員1があるため、市区町村長数は1739となる。

# 女性の政治参画マップ 2021

## 都道府県議会における女性議員の比率

都道府県	議員現員数(人)		女性議員の比率(%)
	うち女性(人)		
東京都	127	41	32.3
京都府	60	13	21.7
神奈川県	104	19	18.3
滋賀県	42	7	16.7
兵庫県	85	13	15.3
岩手県	48	7	14.6
埼玉県	89	13	14.6
沖縄県	48	7	14.6
岡山県	55	8	14.5
鳥取県	35	5	14.3
静岡県	68	9	13.2
千葉県	92	12	13.0
長崎県	46	6	13.0
栃木県	47	6	12.8
宮城県	55	7	12.7
長野県	56	7	12.5
三重県	50	6	12.0
秋田県	43	5	11.6
新潟県	52	6	11.5
北海道	98	11	11.2
徳島県	36	4	11.1
宮崎県	38	4	10.5
富山県	39	4	10.3
福岡県	87	9	10.3
鹿児島県	49	5	10.2
奈良県	41	4	9.8
山口県	44	4	9.1
愛媛県	45	4	8.9
福島県	57	5	8.8
岐阜県	46	4	8.7
鳥取県	35	3	8.6
群馬県	47	4	8.5
山形県	42	3	7.1
和歌山県	42	3	7.1
石川県	43	3	7.0
大阪府	87	6	6.9
茨城県	59	4	6.8
青森県	47	3	6.4
福井県	35	2	5.7
佐賀県	36	2	5.6
高知県	37	2	5.4
愛知県	99	5	5.1
香川県	40	2	5.0
広島県	63	3	4.8
大分県	43	2	4.7
熊本県	48	2	4.2
山梨県	36	1	2.8
全国合計	2,621	305	11.6

(注)内閣府調べより作成(2021年8月1日現在)

## 市区町村議会における女性議員の比率



(注)総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」より作成 (2020年12月31日現在)

## 首長



(注)総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」より作成 (2020年12月31日現在)

我が国の有権者の51.7%<sup>a</sup>は女性であり、政治分野における女性の参画拡大は、政治に民意を反映するため極めて重要です。平成30年には議会議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す法律が施行され、令和3年には、国や地方公共団体のハラスメント対策等の施策の強化等を盛り込んだ改正法が施行されました。

<sup>a</sup>「参議院議員通常選挙結果要綱」2019年7月21日執行参議院議員通常選挙選挙結果要綱より

全国平均 **11.6%**



## 国会議員の女性比率

衆議院の女性議員比率 **9.9%**  
参議院の女性議員比率 **23.0%**  
(注)衆議院議員は2021年7月28日現在、参議院議員は2021年8月4日現在(衆議院・参議院HPより)

## 世界的女性議員比率

( )内は調査対象190か国中の順位

スウェーデン **47.0%** (7位)      フランス **39.5%** (27位)  
イギリス **34.0%** (40位)      ドイツ **31.5%** (49位)  
アメリカ **27.4%** (65位)      日本 **9.9%** (164位)

(注) IPU(列国議会同盟: Inter-Parliamentary Union) Open Data Platformより  
下院又は一院制議会(日本は衆議院)の数値(2021年6月現在)2021年8月5日閲覧

市区町村別の詳細は「市区町村女性参画状況見える化マップ」で検索!



## 女性がゼロの市区町村議会の比率



(注)総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」より作成 (2020年12月31日現在)

# 国会議員、直近の国政／統一地方選挙の候補者・当選者に占める女性割合

政党名	国会議員数 (R3.11現在)			R3 衆議院議員総選挙 (R3.10.31執行)						R1 参議院議員通常選挙 (R1.7.21執行)						H31 統一地方選挙 (H31.4.7 都道府県、指定都市執行 H31.4.21 市区町村執行)					
				候補者			当選者			候補者			当選者			候補者			当選者		
	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)
自由民主党	368	38	10.3%	336	33	9.8%	259	20	7.7%	82	12	14.6%	57	10	17.5%	2,744	179	6.5%	2,463	152	6.2%
立憲民主党	140	26	18.6%	240	44	18.3%	96	13	13.5%	42	19	45.2%	17	6	35.3%	617	169	27.4%	507	145	28.6%
公明党	60	9	15.0%	53	4	7.5%	32	4	12.5%	24	2	8.3%	14	2	14.3%	1,567	482	30.8%	1,559	481	30.9%
日本維新の会	56	7	12.5%	96	14	14.6%	41	4	9.8%	22	7	31.8%	10	1	10.0%	146	25	17.1%	91	17	18.7%
日本共産党	23	7	30.4%	130	46	35.4%	10	2	20.0%	40	22	55.0%	7	3	42.9%	1,580	619	39.2%	1,212	509	42.0%
国民民主党	23	5	21.7%	27	8	29.6%	11	1	9.1%	28	10	35.7%	6	1	16.7%	331	46	13.9%	229	37	16.2%
社会民主党	2	1	50.0%	15	9	60.0%	1	0	0.0%	7	5	71.4%	1	0	0.0%	114	20	17.5%	94	17	18.1%
NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反 で	1	0	0.0%	30	10	33.3%	0	0	0.0%	41	5	12.2%	1	0	0.0%						
れいわ新選組	5	2	40.0%	21	5	23.8%	3	1	33.3%	10	2	20.0%	2	1	50.0%						
その他 (無所属、諸派等)	- (注1)	- (注1)	-	103	13	12.6%	12	0	0.0%	74	20	27.0%	9	4	44.4%	11,275	1,402	12.4%	8,865	1,095	12.4%
全体	衆 465 参 243	衆 45 参 56	衆9.7% 参23.0%	1,051	186	17.7%	465	45	9.7%	370	104	28.1%	124	28	22.6%	18,374	2,942	16.0%	15,020	2,453	16.3%

- (注1) 国会議員数のうち、政党別の議員数は内閣府が各政党に対して調査した結果であり、その他(無所属、諸派等)については調査を実施していない。  
全体議員数は、「衆議院議員総選挙結果調」令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙速報結果及び参議院HP(11月3日現在)より内閣府において作成。
- (注2) 衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、統一地方選挙については、総務省提供資料より内閣府において作成。
- (注3) 統一地方選挙における候補者・当選者の値は、都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。
- (注4) 政党名は、令和3年10月4日現在のものである。

# 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 政治分野の取組

---

# 「候補者男女均等法」(政治分野における男女共同参画の推進に関する法律) (平成30年5月23日法律第28号)

※ 赤字は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年6月16日法律第67号)による改正

## 1 目的(第1条)

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

## 2 基本原則(第2条)

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。
4. 政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むものとする。

## 3 責務等(第3条及び第4条)

基本原則にのっとり

### 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、選定方法の改善、人材育成、公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

## 4 法制上の措置等(第5条)

政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

## 5 基本的施策

実態の調査及び情報の収集等(第6条)、啓発活動(第7条)、環境整備(第8条)、性的な言動等に起因する問題への対応(第9条)、人材の育成等(第10条)、その他の施策(第11条)

※ 平成30年4月11日 衆議院内閣委員長による法案提出、同年5月16日 可決・成立、同年5月23日公布・施行

※ 一部を改正する法律は、令和3年6月7日 参議院内閣委員長による法案提出、同年6月10日 可決・成立、同年6月16日公布・施行

# 5次計画における政治分野に関する成果目標

## ■ 「第5次男女共同参画基本計画」 (令和2年12月25日閣議決定) における成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
(※以下は、政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また各政党が自ら達成を目指す目標ではない。)		
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	17.7% (2021年10月)	35% (2025年)
参議院議員の候補者に占める女性の割合	28.1% (2019年)	35% (2025年)
(※以下は、政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。現状値は、2019年統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。)		
統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	16.0% (2019年)	35% (2025年)

# 女性版「骨太の方針」における政治分野に関する記述

## 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（抄）

（令和3年6月16日政府決定）

### Ⅱ 女性の登用目標達成に向けて ～「第5次男女共同参画基本計画」の着実な実行～

政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、社会に多様性と活力をもたらし、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現のために極めて重要である。政府は長年にわたる制度・慣行等によって積み重なってきた男女間の格差の解消に向けて、今こそ取り組まなければならない。具体的には、社会的影響力が大きい行政・経済分野における、現在、そして将来に向けた人材プールの確保を含めた女性の参画拡大を図る。また、暮らしに身近な地域における女性活躍の裾野を広げ、意思決定過程への女性の参画を推進し、将来の人材育成に影響を与える教育分野において女性の登用を加速するなど、あらゆる分野において、5次計画の目標達成に向け、強力に取り組を進める。このため、以下の（1）から（7）までに記載した内容を含め、5次計画における女性の登用・採用に関する全58項目の成果目標について、令和3年度及び4年度に取り組む施策を内閣府のホームページにおいて公表し、成果目標の達成に向けた取組と進捗の「見える化」を行う。

#### （1）政治・行政分野（抄）

##### ○政治分野における男女共同参画の推進

5次計画に基づき、政党に対し、国政選挙における女性候補者の割合を高めることを要請する。その際、衆議院議員及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を令和7年までに35%以上とすることを努力目標として念頭に置く。【内閣府】

地方議会については、政党や地方公共団体等の様々な主体と連携することにより、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合が全体として令和7年までに35%以上となることを期待し、各地方議会における取組状況の「見える化」、好事例の展開、環境整備等に取り組む。【内閣府、総務省】

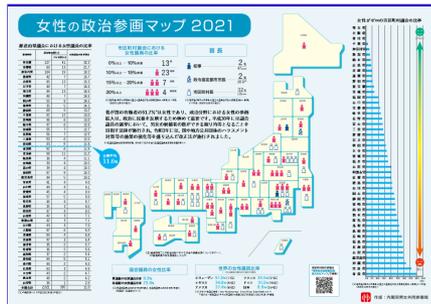
各地方議会における出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備状況について、令和3年7月1日時点の状況を新たに調査し、調査結果を公表する。【内閣府】

各議会等においてハラスメント防止研修を実施する際に活用できる教材を令和3年度に作成するとともに、各地方議会におけるハラスメント防止研修の実施状況に加え、ハラスメント防止に関する規定の整備状況及び相談窓口の設置状況について令和3年度以降、新たに調査を実施し、それらの「見える化」を行う。【内閣府】

# 政治分野における男女共同参画の推進に向けた「見える化」

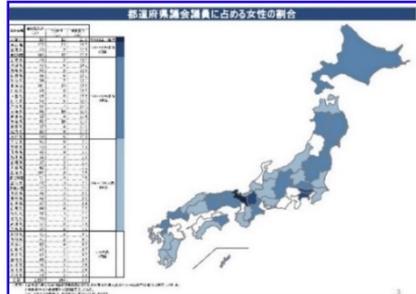
## 国や地方の政治分野における女性の参画状況の「見える化」

### ◆女性の政治参画マップ



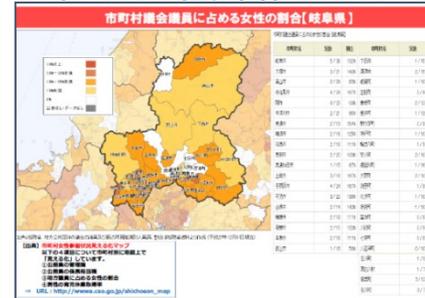
各都道府県の女性議員比率  
首長及び議長の女性数等

### ◆都道府県別全国女性の参画マップ



都道府県の女性議員比率  
女性ゼロ議会比率等

### ◆市区町村女性参画状況見える化マップ



女性地方議員比率、  
女性が参画しやすい環境の整備状況  
等

### リーフレット・パンフレット



諸外国における  
政治分野の  
男女共同参画  
のための取組  
Women  
in Politics

政治分野における  
女性の参画状況  
等をまとめたリー  
フレットや諸外国  
の取組をまとめた  
パンフレットを作成  
し周知・啓発を実  
施。

### 地方公共団体の取組 好事例集

地方公共団体・地方議会の  
政治分野における男女共同参画  
の推進に向けた取組事例

内閣府男女共同参画局  
(令和2年3月作成)



好事例集(イベ  
ントの開催、広  
報・啓発、ハラ  
スメント対策、環  
境整備等の取組)  
を作成。

### WEBサイトを通じた情報の提供

<https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/index.html>

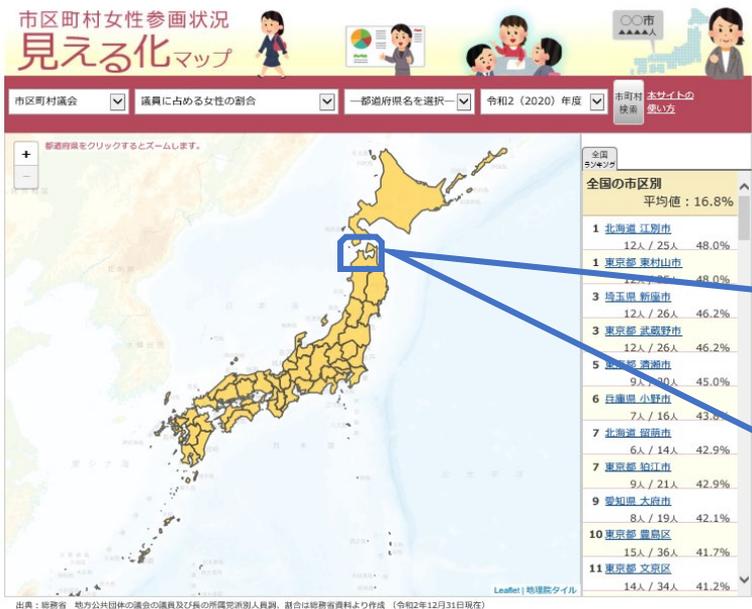
内閣府は、政治分野における女性の参画状況や政治分野における男女共同参画に関する調査研究結果、各政党における政治分野の男女共同参画のための取組等をWEBサイト上で公表している。



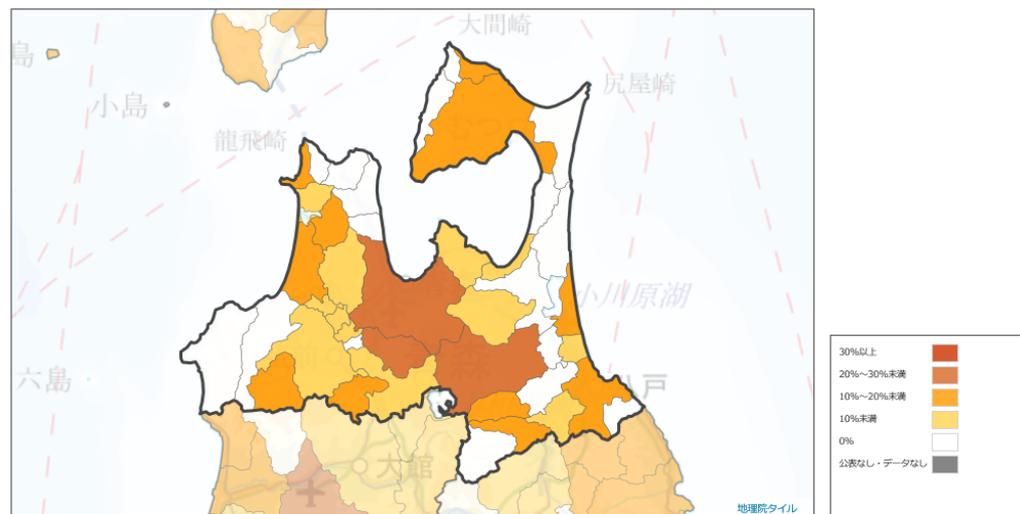
# 市区町村女性参画状況見える化マップ

地図上で市区町村別に①市区町村議会議員に占める女性の割合、②市区町村議会における出産に伴う欠席規定の有無、③市区町村議会における女性議員が活躍しやすい環境整備状況などを見る化

※上記のほか、市町村長又は副市町村長の女性の有無、公務員の管理職及び係長相当職に占める女性の割合、男性公務員の育児休業取得率、審議会委員に占める女性の割合、自治会長に占める女性の割合、防災会議委員に占める女性の割合、男女共同参画に関する計画策定状況も見える化



<「市区町村議会」の「議員に占める女性の割合」の青森県を選択した場合>



市区町村別の詳細は、  
「市町村女性参画状況  
見える化マップ」で検索



URL : [http://wwa.cao.go.jp/shichoson\\_map](http://wwa.cao.go.jp/shichoson_map)

<各市町村を選択した場合の表示例>

実数	割合
7人 / 35人	20.0%

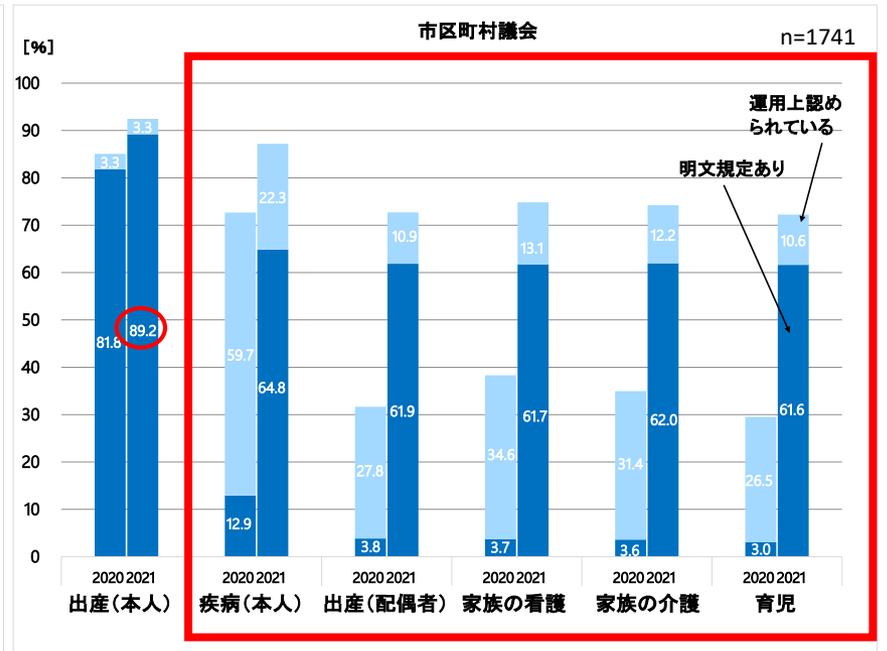
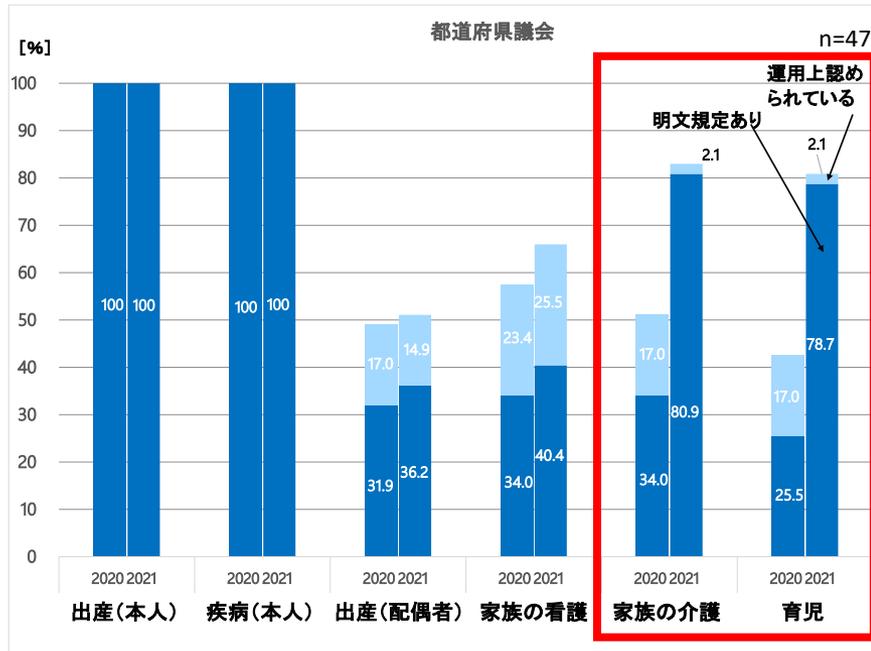
# 地方議会の会議規則における育児・介護等の配慮について①

- 内閣府「地方議会における両立支援に係る会議規則の整備状況について」(2021年11月16日公表)において、2021年7月1日時点における会議規則の整備状況について調査した結果を取りまとめ。

## 調査結果の概要

### I 議会における欠席事由の整備状況

- 都道府県議会においては、**育児及び家族の介護**を欠席事由として明文化している議会の割合が、昨年度から大きく増加し、いずれも全体の**約8割**となった。
- 市区町村議会においては、**出産**を欠席事由として明文化している議会が増加し、全体の**約9割**となった（いまだ明文の規定がない議会は188）。出産以外の欠席事由については、**育児、家族の介護のほか、本人の疾病や配偶者の出産、家族の看護**についても大きく増加し、いずれも全体の**6割を超えた**。



	出産(本人)		疾病(本人)		出産(配偶者)		家族の看護		家族の介護		育児	
	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021
運用上	0	0	0	0	8	7	11	12	8	1	8	1
明文化	47	47	47	47	15	17	16	19	16	38	12	37

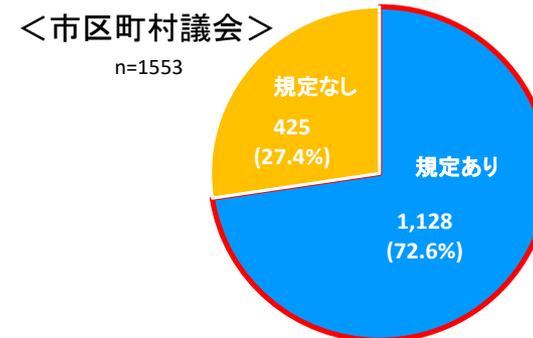
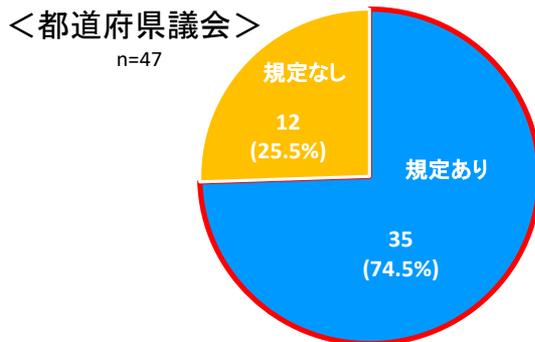
	出産(本人)		疾病(本人)		出産(配偶者)		家族の看護		家族の介護		育児	
	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021
運用上	57	57	1,040	389	484	189	602	228	546	213	461	185
明文化	1,424	1,553	225	1,129	67	1,077	65	1,075	63	1,079	53	1,073

# 地方議会の会議規則における育児・介護等の配慮について②

## 調査結果の概要

### Ⅱ 出産を欠席事由として明文化している議会における産前産後期間の規定の有無

- 出産を欠席規定として明文化している議会において、**産前産後期間について具体的な規定を設けている議会**は、都道府県議会では**35議会**（約75%）<sup>※※</sup>、市区町村議会では**1,128議会**（約73%）となっている。



※※ 全国都道府県議会議長会が2021年7月16日時点で実施した調査では、産前産後期間について具体的な規定を設けている議会は5議会増え、40議会（85.1%）であった。

### Ⅲ 出産を欠席事由として明文化している議会のうち産前産後期間の規定がある議会における欠席可能期間

- 出産を欠席規定として明文化しており、かつ、産前産後期間について具体的な規定を設けている議会（調査結果Ⅱ参照）においては、都道府県議会、市区町村議会共に**全数**が、**労働基準法第65条に定める期間相当の期間**を定めている。

#### 【参考】労働基準法

第65条 使用者は、六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

2 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

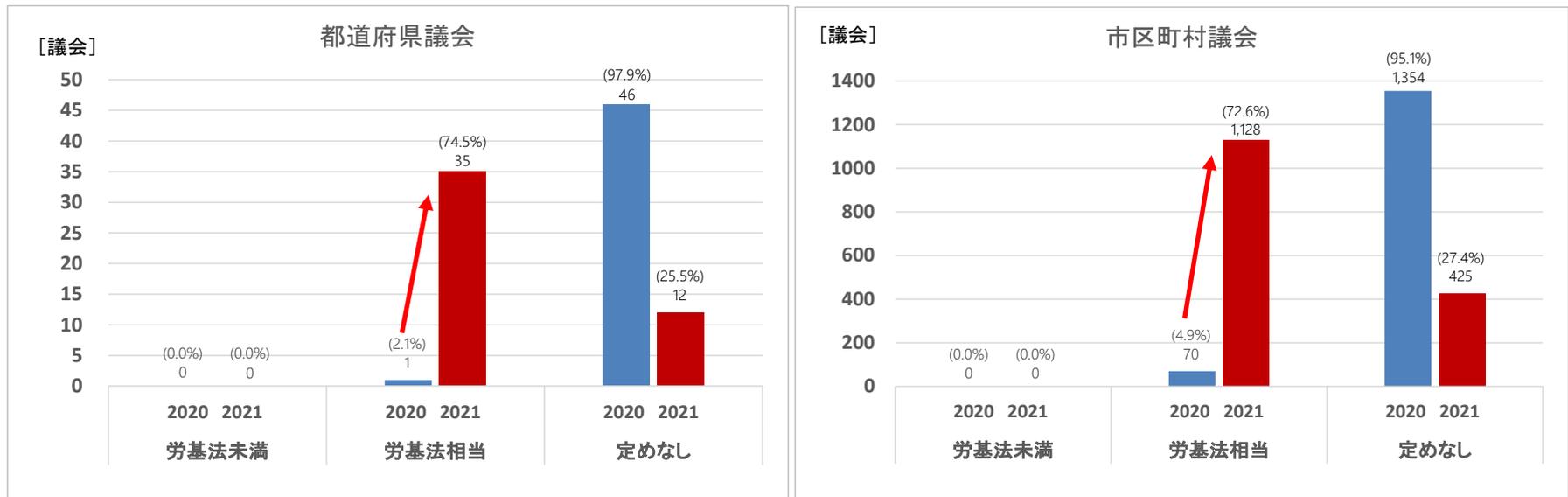
（備考）本調査では、欠席可能な期間が具体的に定められているか、定められている場合当該期間が労働基準法第65条に定める期間に満たないものか否かを調査するため、「1 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い」、「2 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である」、「3 期間の定めはない」のいずれの選択肢に当たるかを調査している。労働基準法第65条に定める期間相当の期間を定めている議会とは、「2 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である」と回答した議会を指す。

# 地方議会の会議規則における育児・介護等の配慮について③

## 調査結果の概要

(参考) 会議規則の整備による出産による欠席可能期間への影響

- 規則に定めがある場合のほか運用上の取扱いも含めて、出産により欠席が可能な期間をみると、都道府県議会、市区町村議会のいずれにおいても、労働基準法相当であるとした議会が大幅に増加し、期間の定めなしとする議会が大きく減少した。
- 今回調査において欠席可能期間が労働基準法相当である議会は、すべて産前産後期間について規則に規定を設けている議会であったことを踏まえると（調査結果Ⅲ参照）、**標準会議規則の改正を踏まえ、各議会の会議規則に産前産後期間を明記する改正が進められたことにより、多くの議会で労働基準法相当の期間欠席が可能であることが明確になった**といえる。



(備考) 議員の出産を欠席事由として明記した規定があると回答した議会について、欠席可能期間別に議会数を集計したもの。  
議員の出産を欠席事由として明記している都道府県議会数は47（2020年度も同じ）、市区町村議会は1,553（2020年度は1,424）  
かつこの割合は、同年度の調査における全体に占める「労基法未滿」、「労基法相当」、「期間の定めなし」それぞれの議会の割合。

## 【調査の概要】

### 1. 男女の地方議会議員に対するアンケート調査

地域、議会の種類等を考慮して抽出した1,144の地方議会の男女議員10,100人を対象として、紙媒体の調査票又はウェブによる調査を実施（調査期間：令和2年12月25日～令和3年1月31日）。合計5,513人（男性3,243人、女性2,164人）から回答を得た（回収率54.6%）。

### 2. 立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査

国政選挙や地方議会選挙、首長選挙に立候補しようと考え、具体的な行動（身近な人に話す、政治家に話を聞く等）を起こしたが、断念した者を対象としてインターネットモニター調査を実施（調査期間：令和2年12月24日～令和3年1月31日）。合計994人（男性500人、女性494人）から回答を得た。

## 男女の地方議会議員に対するアンケート調査結果

議員活動を行う上での課題についての回答のうち、女性の上位12項目は以下のとおり。男女の差が大きい項目は、「性別による差別やセクシャルハラスメント」、「議員活動と家庭生活（家事、育児、介護等）との両立」である。

【表1】議員活動を行う上での課題（「大いに課題である」及び「やや課題である」の合計、女性の上位12項目）

順位	項目	女性	男性	順位	項目	女性	男性
1	専門性や経験の不足	58.8%	41.8% (1位)	7	政治は男性が行うものだという周囲の考え	30.6%	14.5% (7位)
2	地元で生活する上で、プライバシーが確保されない	36.6%	23.9% (5位)	8	生計の維持	25.6%	38.3% (3位)
3	性別による差別やセクシャルハラスメントを受けることがある	34.8%	2.2% (13位)	9	議員活動と他の仕事の両立(兼業)が難しい	25.1%	27.9% (4位)
3	人脈・ネットワークを使って課題を解決する力量の不足	34.8%	22.2% (6位)	10	他の議員の理解やサポートが得られない	18.9%	11.8% (9位)
5	議員活動に係る資金の不足	34.1%	41.5% (2位)	11	地元の理解やサポートが得られない	15.2%	11.7% (10位)
6	議員活動と家庭生活（家事、育児、介護等）との両立が難しい	33.7%	13.7% (8位)	12	家族の理解やサポートが得られない	12.0%	10.3% (11位)

※全14項目についてそれぞれの程度あてはまるかを選択。  
※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

議員活動や選挙活動中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、**全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%がいずれかのハラスメント行為**（注）を受けたと回答している。その具体的な内容及びそれに対して有効と考える取組は以下のとおり。

【表2】議員活動や選挙活動中に受けたハラスメント行為（女性の上位5項目）

順位	項目	女性	男性
1	性的、もしくは暴力的な言葉（ヤジを含む）による嫌がらせ	26.8%	8.1% (3位)
2	性別に基づく侮辱的な態度や発言	23.9%	0.7% (8位)
3	SNS、メール等による中傷、嫌がらせ	22.9%	15.7% (1位)
4	身体的暴力やハラスメント（殴る、触る、抱きつくなど）	16.6%	1.6% (7位)
5	年齢、婚姻状況、出産や育児などプライベートな事柄についての批判や中傷	12.2%	4.3% (5位)

※複数回答可（全8項目の中から当てはまるものを全てを選択）。

※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

【表3】有効な取組（「有効」と回答した者の割合、女性の上位3項目）

順位	実施主体	項目	女性	男性
1	議会	議員向け研修	69.3%	61.3% (1位)
2	議会	ハラスメント防止のための倫理規定等の整備	66.6%	57.6% (2位)
3	議会	相談窓口の設置	63.1%	52.0% (3位)

※全6項目について、実施主体（議会又は政党・会派）ごとに、それぞれ「有効」、「どちらともいえない」、「有効でない」から選択。

※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

（注）表2の5項目及び「投票、支持の見返りに何らかの行為を要求」、「付きまとい、ストーキング」、「その他」の全8項目の行為。

## 立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査結果

立候補を検討している時または立候補準備中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、**全体の61.8%、男性の58.0%、女性の65.5%がいずれかのハラスメント行為**（注）を受けたと回答している。その具体的な内容等は以下のとおり。

【表4】立候補検討・準備中に受けたハラスメント行為（女性の上位5項目）

順位	項目	女性	男性
1	性別に基づく侮辱的な態度や発言	27.2%	11.4% (8位)
2	SNS、メール等による中傷、嫌がらせ	23.1%	24.5% (1位)
3	年齢、婚姻状況、出産や育児などプライベートな事柄についての批判や中傷	21.6%	14.1% (6位)
4	性的、もしくは暴力的な言葉（ヤジを含む）による嫌がらせ	20.4%	16.9% (4位)
5	投票、支持の見返りに何らかの行為を要求	18.5%	23.4% (2位)

※複数回答可（全8項目の中から当てはまるものを全てを選択）。※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

【表5】有効な取組（「有効」と回答した者の割合、全3項目）

順位	項目	女性	男性
1	選挙管理事務局、政党、議会事務局等での相談窓口の設置	49.6%	44.0% (3位)
2	有権者、支援者、議員への啓発や研修	47.8%	46.8% (2位)
3	監視機関の設置	46.8%	53.6% (1位)

※全3項目についてそれぞれ「有効」、「どちらともいえない」、「有効でない」から選択。

（注）表4の5項目及び「身体的暴力やハラスメント（殴る、触る、抱きつくなど）」、「付きまとい、ストーキング」、「その他」の全8項目の行為。

# 諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組

- パンフレット「諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組」（令和2年3月内閣府作成）では、日本や世界各国における女性の政治参画の現状とクオータ制の導入状況、イギリス・フランス・韓国・オーストラリア・カナダ・メキシコの取組などを紹介。

<参照> 「諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組」 <https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/pdf/pamphlet.pdf>



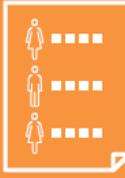
## 2. 諸外国の取組（クオータ制）

### クオータ制とは

クオータ制とは、ポジティブ・アクションの手法の一つであり、男女間格差を是正する方策で、性別等を基準に一定の人々や比率を割り当てる制度のことを指す。世界196の国と地域のうち、118の国と地域で、政治分野における性別によるクオータ制が国政レベルで導入されている。

※このパンフレットでは、政治分野における性別によるクオータ制を単にクオータ制という。

### クオータ制の種類

 <b>議席割当制</b> Reserved Seats  <b>26</b> 国  議席のうち一定数を女性に割り当てることを憲法又は法律のいずれかにおいて定めているもの。	 <b>法的候補者クオータ制</b> Legislated Candidate Quotas  <b>60</b> 国  議員の候補者の一定割合を女性又は男性に割り当てることを、憲法又は法律のいずれかにおいて定めているもの。なお、遵守を義務付けるか努力義務とするかは国によって異なる。	 <b>政党による自発的クオータ制</b> Voluntary Political Party Quotas  <b>55</b> 国  政党が党の規則等により、議員候補者の一定割合を女性又は男性に割り当てることを定めるもの。
---	---	--

国政選挙において、政党による自発的クオータ制を導入している55か国のうち、33か国は政党による自発的クオータ制のみを導入、残りの22か国では議席割当制又は候補者クオータ制と政党による自発的クオータ制を併用している。

出典：民主主義・選挙支援国際研究所（The International Institute for Democracy and Electoral Assistance: IDEA）ジェンダー・クオータ・データベース（2020年2月時点）

### 諸外国におけるクオータ制の導入状況

世界では約60%の国・地域がクオータ制を導入しており、そのほぼ半数が政党による自発的クオータ制を採用している。地域別に見ると、欧州での導入率が73%を超えている一方で、アジア地域では44%となっている。

### クオータ制を導入している国・地域

地域 (国・地域の数)	クオータ制を導入している 国・地域の合計数		クオータ制を導入している国・地域のうち、憲法・ 法律によるクオータ制を導入している国・地域の数				政党による 自発的クオータ制を 導入している 国・地域の数	
			議席割当制		法的候補者クオータ制			
	国・地域の数	割合	国・地域の数	割合	国・地域の数	割合	国・地域の数	割合
アフリカ (54 国)	37	68.5%	14	25.9%	15	27.8%	14	25.9%
米州 (35 国)	21	60.0%	1	2.9%	18	51.4%	12	34.3%
大洋州 (15 国)	5	33.3%	1	6.7%	2	13.3%	2	13.3%
アジア (43 国)	19	44.2%	9	20.9%	7	16.3%	4	9.3%
欧州 (49 国)	36	73.5%	1	2.0%	18	36.7%	23	46.9%
合計 (196 国)	118	60.2%	26	13.3%	60	30.6%	55	28.1%

出典：民主主義・選挙支援国際研究所 (IDEA) ジェンダー・クオータ・データベース (2020年2月時点)  
※併用している国・地域もあるため、合計が合わない場合がある。

### クオータ制の導入状況と女性議員比率（2018年）

2018年に行われた49か国における議会選挙のうち、クオータ制を導入していない議会の女性議員比率の平均値（一院制及び下院 18.6% / 上院 16.2%）は、30%以上を女性とする法的候補者クオータ制を導入している議会（同各 27.7%/36.1%）や、50%以上を規定する措置がある場合（同各 29.3%/47.1%）と比べて低くなっている。

	下院 / 一院制	上院
クオータ制なし	18.6%	16.2%
全種類の法的クオータ制*	25.6%	33.2%
30%の法的クオータ制*	27.7%	36.1%
50%の法的クオータ制*	29.3%	47.1%

出典：列国議会同盟 (IPU) 「議会における女性 2018」  
※議席割当制及び法的候補者クオータ制を指す。政党による自発的クオータ制は含まれない。

# 諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組

## 4. 女性の政治参画促進のための効果的な取組事例

### 4-1 クォータ制の取組

女性の政治参画を促進するためのクォータ制は、以下の3つに分類される。



憲法又は法律の  
いずれかによる  
議席割当制



憲法又は法律の  
いずれかによる  
法的候補者  
クォータ制



政党による  
自発的な  
クォータ制

### ● 法的候補者クォータ制を導入している主な国の取組



フランス

女性議員の割合

39.5%

[下院]

33.3%

[上院]

パリテ法により、各政党に対し、男女同数・平等な50%ずつの候補者擁立を義務付けている。下院議員選挙では、男女の候補者の割合が50%から離れるほど政党助成金が減額される。上院議員選挙では、候補者名簿に男女を交互に登載することとされている。



メキシコ

女性議員の割合

48.2%

[下院]

49.2%

[上院]

憲法において、各政党が擁立する候補者に対してパリテ（男女同数）が義務付けられている。上院・下院共に、比例名簿の順位を男女交互とし、選挙の度に女性と男性を交互に名簿の1位にすることになっている。



韓国

女性議員の割合

17.3%

[一院制]

公職選挙法により、国会及び地方議会選挙の比例代表候補者の50%以上を女性とし、候補者名簿の順位を奇数番を女性とすることを義務付け、小選挙区は選挙区の30%以上に女性を推薦することが努力義務とされている。罰則規定は比例代表のクォータと地方選挙の選挙区のみ適用（例外条項あり）。



イタリア

女性議員の割合

35.7%

[下院]

34.4%

[上院]

選挙法により、上院・下院の比例代表は、候補者名簿を男女交互に登載すること、名簿の筆頭候補者の性別は一方の性が60%を超えてはならないこと、小選挙区は一方の性が候補者の60%を超えてはならないことが規定されている。

### ● 政党による自発的なクォータ制を導入している主な国の取組



イギリス

女性議員の割合

33.8%

[下院]

27.2%

[上院]

【労働党】当選の可能性が高い選挙区において、予備選挙の候補者を選出するための最終候補者リストを女性に限定する「女性指定選挙区 (All Women Shortlists)」制度を導入 (1993年)。



オーストラリア

女性議員の割合

30.5%

[下院]

48.7%

[上院]

【労働党】1994年に候補者名簿の女性の比率を35%とするクォータ制を導入。2002年に40%、2015年に50%に引き上げ (2025年までに達成を目指す)。



カナダ

女性議員の割合

29.0%

[下院]

48.5%

[上院]

【新民主党】1985年に候補者名簿の50%を女性とする目標を設定。1991年に全選挙区の50%、現職のない選挙区の60%に女性候補者を擁立する方針を採択。



ドイツ

女性議員の割合

31.2%

[下院]

36.2%

[上院]

【社会民主党】1990年に候補者名簿の女性割合を25%以上とするクォータ制を導入し、1994年に3分の1へ、1998年に40%へと段階的に高めている。  
【キリスト教民主同盟】1996年に候補者名簿の3分の1とするクォータ制を導入。  
【左派党】候補者名簿の上位2名を女性とし、それ以降は男女交互となるようにする。



ノルウェー

女性議員の割合

41.4%

[一院制]

候補者名簿における男女の割合を40%以上とするクォータ制を導入 (左派社会党 (1975年)、中央党 (1989年)、キリスト教民主同盟 (1993年))。  
【労働党】1983年に候補者名簿における男女の割合を50%とし、上位2名には男女双方を含める。



スウェーデン

女性議員の割合

47.0%

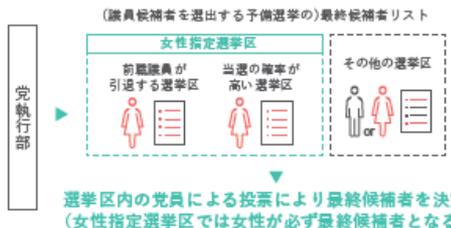
[一院制]

【社会民主党】1993年に候補者名簿の登載順を男女交互とする仕組みを導入。  
【左翼党】1993年に候補者名簿の最低50%を女性とするクォータ制を導入。  
【環境党】1997年に候補者名簿の女性数を全体の50%±1名の範囲内とするクォータ制を導入。

出典：列国議会同盟 (IPU) (2020年1月現在)

### ● イギリスの事例：女性指定選挙区 (All Women Shortlist)

当該政党にとって「当選の可能性が高い」選挙区において、選挙区内の党员による予備選挙のための候補者リストを女性に限定する制度。1993年に労働党が導入し、2002年には現職議員が引退する議席 (選挙区) にも適用する仕組みを再導入した。



出典：列国議会同盟 (IPU) (2020年1月現在)、民主主義・選挙支援国際研究所 (IDEA)

(出典) 内閣府男女共同参画局「諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組」(令和2年3月)

# 諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組

## 4-2 公的政治資金の活用

女性議員を増やすことを目的に公的な政治資金（政党助成金制度）を導入しているのは、世界180か国中32か国である。

分類	内容	適用している国
①適格性に基づくタイプ	事前に設定した女性比率を超えた場合に助成金を受け取れる等の仕組み	5か国
②配分に基づくタイプ	女性候補者・議員比率に応じて配分額を増加させるか、あるいは数値目標との差に応じて配分額を増減させる仕組み	13か国 (フランス等)
③使途制限をかけるタイプ	使途に関して女性の政治参画を高める目的などの制限が課されている仕組み	6か国 (メキシコ等)
①と③の併用型	—	2か国
②と①の併用型	—	1か国
②と③の併用型	—	5か国 (韓国等)

出典：民主主義・選挙支援国際研究所（IDEA）「政党助成金データベース」（2018年）

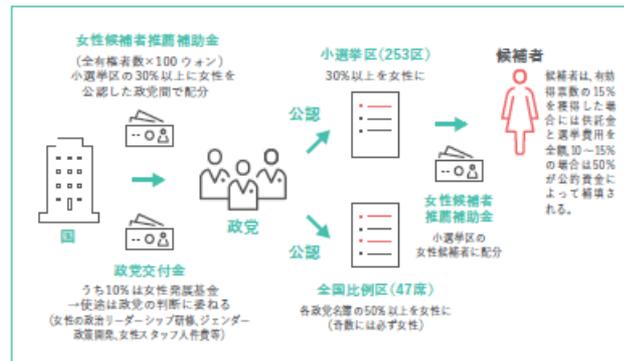
### ● フランスの事例： 奨励型の緩やかなパリティ （②配分に基づくタイプ）

下院議員選挙（小選挙区制）において、各政党の選挙候補者の男女差が2%以上の場合、政党助成金を減額する。



### ● 韓国の事例：「女性候補者推薦補助金」と「女性政治発展基金」（②と③の併用型）

小選挙区の30%以上に女性を公認した政党間で配分する「女性候補者推薦補助金」（②配分に基づくタイプ）と、政党交付金の10%にあたる「女性政治発展基金」（③使途制限をかけるタイプ）の2種類の女性議員を増やすための公的政治資金が導入されている。



### ● メキシコの事例：政党助成金の使途指定（③使途制限をかけるタイプ）

2006年に政党助成金の2%を女性のための研修に使うことが義務化され、2014年には3%に増額された。使途については国家選挙管理機構が監査し、違反には罰金を課す。

# 諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組

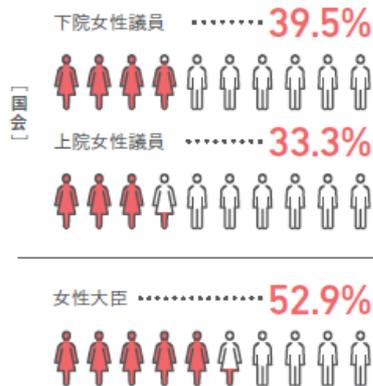
## 3. 主要国における女性の政治参画の現状と取組状況



### 基本データ

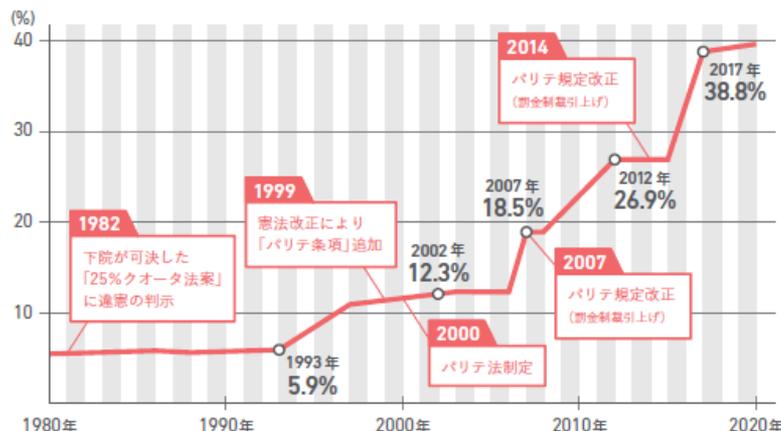
政治体制	第5共和制
議会制度	下院（国民議会 577 議席）と上院（元老院 348 議席）からなる二院制
選挙制度	小選挙区制（下院）
主要政党	共和国前進、共和党、社会党
クオータ制のタイプ	法的候補者クオータ制と政党による自発的クオータ制の併用（パリテ法：2000年～）
女性議員（下院）の割合ランキング	26位 / 191 개국 (2020年1月時点)
女性大臣の割合ランキング	10位 / 190 개국 (2020年1月時点)

### 女性の政治参画の状況



出典：IPU・UN Women (Women in Politics: 2020) 及び IPU データベース (2020年1月時点)

### 女性の政治参画の経緯 - 女性議員（下院）の割合の推移と主な出来事 -



出典：列国議会同盟 (IPU)

## 女性の政治参画を促す取組



法制度

### 選挙におけるパリテ規定（憲法の「パリテ条項」、パリテ法）

1980年代にクオータ制に対して違憲判決が下されていたことから、1999年に憲法改正により「パリテ条項」を追加し、2000年にパリテ法を制定した。

- 上院議員選挙では、比例代表制部分について候補者名簿を男女交互方式とする
- 下院議員選挙では、候補者が男女同数（パリテ）ではない場合、男女の候補者の開きの割合に応じて政党助成金を減額（罰金制裁）（これまでに2度改正され、2014年以降、2000年と比較して3倍の罰金が科されるようになった）

### 各政党の候補者名簿（男女交互）【上院】

- |       |       |
|-------|-------|
| 1. 女性 | 1. 男性 |
| 2. 男性 | 2. 女性 |
| 3. 女性 | 3. 男性 |
| 4. 男性 | 4. 女性 |
| 5. 女性 | 5. 男性 |
| 6. 男性 | 6. 女性 |



政党

### 女性擁立の強い意志表明

【共和国前進】党の最重要事項の一つとしてパリテ推進をアピール（2017年下院議員選挙）。オンラインの公募専用ウェブサイト立ち上げや、求められる能力や盛り込むべき価値観についての情報公開により候補者選定プロセスを明確化し、女性の立候補を呼びかけるビデオメッセージを通じて候補者・当選者の女性が増加（2017年）。

【社会党】党内有力者のイニシアチブにより、50%の女性候補者擁立及び35%の勝てる見込みのある選挙区で女性候補者擁立を宣言（2005年）。（日本のPTAにあたる保護者アソシエーションを通じて候補者を発掘）



議会

### 女性の権利及び男女の機会の平等に関する調査団（上下両院、超党派）

1999年、上下両院に常設の形で創設された「女性の権利及び男女の機会の平等に関する調査団」は、議員が超党派でパリテをはじめ広くジェンダー平等について議論する場として機能している。女性の権利や男女機会均等に関する政策の情報収集、法案の可否や成立した法律の適用状況について調査・提言を行う。

### 議会制度の整備

- 議会事務局がセクシュアル・ハラスメントについて議員に対し注意・警告
- 育休・産休取得、市町村議会ではケアワークにかかった費用の払い戻し
- 下院に保育園を設置



公的機関

### パリテ監視を行う女男平等高等評議会（HCE）の設置

パリテ法制定のために設置されたパリテ監視委員会（首相直属の諮問機関）の基本的な役割を引き継ぐ形で、政治のパリテに留まらずにより広い男女平等実現のための諮問機関として、2013年に女男平等高等評議会（HCE）として再編成された。市民社会との協議を保障し、女性の権利と平等に関する政治の大方向について、公的議論を活性化するためのミッションを持つ。パリテ関連法律の評価や改善のための意見書を通じて、法改正あるいは制定のための提言を行い、政府への大きな影響力を持つ。



市民社会

### パリテを推進するアソシエーション（市民団体）：エルゾシ (Elles aussi)

- 政治家を志望する女性向けの研修のほか、女性議員との交流会や市民講座を開いたり、市町村レベルのパリテの実態調査を実施
- 女男平等高等評議会や議会の聴聞を通じ、地域の現場の声を政治的な意思決定の場に届ける